

官廳公示連絡事項

教育職員免許法同施行法の改正

昭和二十六年三月三十日付で、免許法と施行法とが改正されたが、その中幼稚園関係のものは左の諸点である。

1 臨時免許状の有効期間が、二年ないし三年間となつた。(免許法附則第七項)

従来臨時免許状は、免許法第九条第三項の規定によつて、その有効期間が一年間であつたが、このたびの改正で、当分の間都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則で、二年とすることができることになつた。

なお特別の事情がある都道府県のうち、政令で定めた府県では、三年とすることができるようになつた。

2 旧幼稚園教員免許状をもつてゐる者は、さらに小学校教員の仮免許状もとれるようになつた。(免許法施行法第一条第一項の表第九号)

旧幼稚園教員免許状をもつてゐる者は、従来は、幼稚園教員の二級普通免許状きりもらえないかつたが、このたびの改正で、さらに小学校教員の仮免許状ももらえるようになつた。

3 旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状をもつてゐる者で、五年以上幼稚園の教員をしたものは、幼稚園教員の二級

普通免許状がとれるようになった。(免許法施行法第二条第一項の表第七号の七の四)

旧国民学校令による国民学校初等科教員免許状をもつてゐる者で、五年以上幼稚園の教員をしていて、その勤務成績が良好なものであるといふ所轄庁の證明がある場合は、教育職員検定によつて、幼稚園教員の二級普通免許状がもらえるようになつた。

4 昭和二十二年度から昭和二十四年度までの幼稚園教員養成所の修了者は、小学校の仮免許状がとれるようになつた。(免許法施行法第二条第一項の表第二十四号)

旧幼稚園教員養成所の昭和二十二年度から昭和二十四年度までの修了者は、旧幼稚園教員免許状が授与されなかつたため、免許法施行法第一条第一項の表第九号によれなかつたので、同第二条第一項の表第二十四号で取扱つてきたが、その資格においては変わらないので、さきの2と同様に、この修了者にも小学校教員の仮免許状が与えられるようになつた。ただしこの養成所の修了者は、教育職員検定によつてもらうことかがちがつてゐる。

5 園長仮免許状をもつてゐる場合、教員の一級普通免許状を持つときと、教員の一級普通免許状を持つときとの年数が明瞭になつた。(免許法施行法第二条第一項の表第二十五号)

従来は、園長仮免許状をもつてゐる場合、教員の一級普通免許状を基礎にしていたのを、このたびの改正で、教員の一級普通免許状を持つとみなされた者またはとれる者は、その条件をみたしたときから三年以上。

教員の一級普通免許状を持つとみなされた者またはとれる者はその条件をみたしたときから十年以上教育職員または官公庁

もしくは私立学校において教育事務に関する職員として、良好な成績で勤務した所轄庁の証明があれば、教育職員検定によつてとれるようになった。

6 無資格教員の在職期間が一年延長された。(免許法施行法第八条)

従来は、教諭助教諭の免許状を持つていない者は、昭和二十六年三月三十一日まできり教諭にあることが許されなかつたが、このたびの改正で一年のひて、昭和二十七年三月三十一日まで教諭にいることができるようになった。

7 免許法第七条の規定によつて、上級の免許状を得る場合の期間が、さらに五年間延長された。(免許法施行法附則第三項)

従来の第三項第四項は削除されて第五項が第三項となつた。)

従来は、経験年数を尊重して上級免許状を与える場合の特例の実施期間を、昭和三十一年三月三十一日までとしていたが、このたびの改正で、この期間はさらに五年のひ、昭和三十六年三月三十一日までその効力があるようになつた。

教育職員免許法の一部を改正する法律(抄)

昭和二十六年法律第百十三号
昭和二十六年三月三十一日公布

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、以下附則第七項まで二項ずつ繰り上げる。

附則第八項を附則第六項とし、同項の表に次の備考を加える。

備考 この表の第一号の口、第三号の口及び第五号の口に掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。

臨時免許状については、当分の間、相当期間にわたり普通免許状又は仮免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第九条第三項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、都道府県の教育委員会規則又は都道府県規則で、その有効期間を「二年」「特別の事情のある都道府県で政令で定めるものにあつては三年」とすることができる。

附 則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律(抄)

昭和二十六年三月三十一日公布
昭和二十六年法律第百十四号

教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表の第九号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員の仮免許状」に改める。

第二条第一項の表の第七号の七の二の次に次の二号を加える。

(三九頁下段へ)

- 14 幼稚園が廃止又は閉鎖された場合の指導
要録の保管(國公立のみ)(私立の場合) 学校法施規一五
は監督方に引継ぐ)
- 15 園則において休業日をめることと
園則において休業日をめることと (私立のみ) 学校法施規四七、七附
- 16 幼稚園医をおくこと
幼稚園医をおくこと
- 17 幼稚園歯科医をおくことができるること
幼稚園歯科医をおくことができるること (学歯医及幼医令三、七附)
- 18 臨時必要ある場合、幼稚園医に調査を請求すること
幼稚園医に調査を請求すること (学医職規の一の一)
- 19 教育上支障のない限り社会教育に関する施設を附置し、又は幼稚園の施設を社会教育其の他の公共のために利用させること (学校法八五)
- 20 社会教育のための施設利用の許可をする (学校法四)
こと(あらかじめ園長の意見をきくこと)
- 21 國又は地方公共団体が社会教育のために園の施設を利用するときの協議に応ずること (学校法四)
- 22 幼稚園施設の利用が一時的のときの利用 (学校法四六)
に必要な事項の決定
- 23 法令や命令を行わないと閉鎖を命ぜられる (学校法一三)
命令に違反したとき六ヶ月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処せられ
- 24 (各相当の免許状を有しない者を雇用した場合一万円以下の罰金に処せられる) (学校法八九)
- 25 幼稚園が其の教育以外の目的に使用される場合の同意 (学施確保令)

27 (教育上支障があると認めるとき施設の全部又は一部の返還を命ずること (國公立のみ)) 学施確保令	
28 必要な場合、施設及び幼稚園施設にある他の占有者その他の物件に対する報告を命ずること (國公立のみ)	(五一页より)

七の三	略
旧国民学校令により国民学校初等科教員免許状を有する者で、五年以上下欄に掲げる相当当該の教員「文部省令で定める七の四	幼稚園及び小学校の教員の二級普通免許状」を

旧令による学校の教員を含む。として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の證明を有するもの

通免許状

同表の第二十四号の下欄中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教員の仮免許状」に改める

附則第三項及び第四項を削り、附則第五項中「昭和三十一年三月三十一日まで」を「昭和三十六年三月三十一日まで」に改め、同項を附則第三項とする。

附 則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。